

第5号

曾於北部土地改良区

# 畑地かんがいだより



(平成 26 年 9 月 3 0 日 ロールカーによる散水器具実演会・国原地区)

## も く じ

理事長のあいさつ・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 1	器具の紹介と選び方のコツ・・・・・・・・・・P 4
第 5 回通常総代会開催・・・・・・・・・・・・・・・・P 1	畑かん水利用者をたずねて・・・・・・・・・・P 4
平成 2 5 年度決算・平成 2 7 年度予算について・・・・・P 2	全国土地改良事業功績者表彰・・・・・・・・・・P 4
曾於北部土地改良区の新役員と新総代の紹介・・・・・・・・P 2	組合員の皆様へ・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 5
散水器具の設置の設置について・・・・・・・・・・P 3	

## 発行

曾於北部土地改良区

〒899-4192 鹿児島県曾於市財部町南俣 11275 番地 (曾於市役所財部支所内)

TEL & FAX 0986-72-0455

緊 急 時 080-4278-0455 080-4280-0455



畑地かんがいだよりの発行にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。組合員の皆様には、平素より曾於北部土地改良区の管理運営に温かいご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今年は4年に1度の総代及び役員の改選の年となり、45名の新総代と15名の新役員が選出され、理事の互選により、私が引き続き理事長に就任することとなりました。改選にあたり退任された方、4年間ありがとうございました。そして、再任された方、新しく就任された方、よろしく願い申し上げます。

さて、昨年度の国営曾於北部農業水利事業の完了に伴い、本年度より事業によって造成された揚水機場及びファーム Pond などの一部施設を当区が管理することとなりました。これらは曾於北部地区畑地かんがいの基幹的施設となりますので、今後も土地改良法その他法令等に基づく善良な管理に努めてまいりたいと考えております。

また、県営畑地帯総合整備事業につきましては、農業経営の安定化のため、関係機関と一体となり、末端散水施設設置の推進と水利用率の向上対策を進めていかなければなりません。このためにも組合員の皆様には、補助事業の実施期間内に末端散水施設に対する申込をして頂きますようよろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、皆様の意向を反映させ、健全な運営を果たせるよう、役職員一体となって努力してまいりますので、組合員の皆様のより一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、曾於北部地区の農業の発展と、皆様のご健勝を心からご祈念申し上げまして、挨拶とさせていただきます。

## 第5回通常総代会を開催

平成27年3月18日（水）午前10時から末吉総合センターにおいて、第5回通常総代会が開催されました。開催宣言に続き、理事長によるあいさつ、来賓の九州農政局曾於北部農業水利事業所長、曾於畑地かんがい農業推進センター所長より祝辞を賜り、議長に末吉町の森岡政一総代を選出して議事に入りました。提出した2報告と18議案について慎重に審議され、全て原案のとおり承認可決されました。

### 議決事項

- 報告第 1 号 平成26年度収支補正予算第1号の専決処分について
- 報告第 2 号 平成26年度収支補正予算第2号の専決処分について
- 議案第 1 号 平成25年度事業報告の承認について
- 議案第 2 号 平成25年度収支決算の承認について
- 議案第 3 号 平成25年度財産目録の承認について
- 議案第 4 号 平成27年度事業計画（案）の議決について
- 議案第 5 号 平成27年度賦課金の額、賦課徴収方法及びその時期の議決について
- 議案第 6 号 平成27年度役員報酬及び費用弁償の議決について
- 議案第 7 号 平成27年度一時借入金の最高限度額の決定について
- 議案第 8 号 平成27年余裕金預入先金融機関の決定について
- 議案第 9 号 平成27年度日本政策金融公庫の借入額及び償還方法について
- 議案第 10 号 平成27年度加入金の額の議決について
- 議案第 11 号 平成27年度収支予算（案）の議決について
- 議案第 12 号 曾於北部土地改良区他目的使用並びに手数料徴収規程の一部改正について
- 議案第 13 号 曾於北部土地改良区会計細則（単式簿記）の一部改正について
- 議案第 14 号 曾於北部土地改良区会計細則（複式簿記）（案）の制定について
- 議案第 15 号 曾於北部土地改良区理事処務規程（案）の制定について
- 議案第 16 号 曾於北部土地改良区委員会処務規程（案）の制定について
- 議案第 17 号 曾於北部土地改良事業施設の操作規程等（案）の制定について
- 議案第 18 号 曾於北部土地改良区役員選任議決について

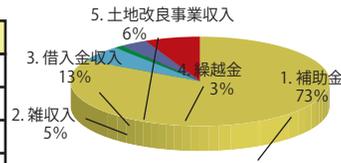


総代会の様子

# 平成25年度収支決算

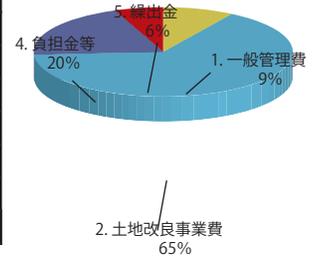
## 一般会計収入の部

科目	決算額
1. 補助金	19,460,000
2. 雑収入	1,421,989
3. 借入金収入	3,457,000
4. 繰越金	838,566
5. 土地改良事業収入	1,601,000
6. 繰入金	0
収入合計	26,778,555



## 一般会計支出の部

科目	決算額
1. 一般管理費	2,427,699
2. 土地改良事業費	16,674,365
3. 借入金返済支出	0
4. 負担金等	5,061,000
5. 繰出金	1,413,000
6. 予備費	0
支出合計	25,576,064

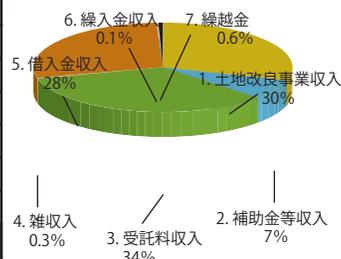


積立金状況	24年度末	25年度	25年度末
施設等維持管理積立金	553,047	838,213	1,391,260
職員退職給与積立金	813,141	575,188	1,388,329

# 平成27年度収支予算

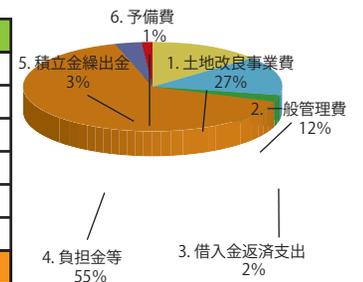
## 一般会計収入の部

科目	予算額
1. 土地改良事業収入	24,375,000
2. 補助金等収入	5,700,000
3. 受託料収入	27,545,000
4. 雑収入	70,000
5. 借入金収入	22,500,000
6. 繰入金収入	4,000
7. 繰越金	462,000
収入合計	80,656,000



## 一般会計支出の部

科目	予算額
1. 土地改良事業費	22,033,000
2. 一般管理費	10,317,000
3. 借入金返済支出	944,000
4. 負担金等	45,030,000
5. 積立金繰出金	2,245,000
6. 予備費	87,000
支出合計	80,656,000



# 曾於北部土地改良区の新役員と新総代の紹介

曾於北部土地改良区の総代選挙が平成27年3月1日に執行され、45名の新総代が無投票で当選されました。また、第5回通常総代会において、総代による投票にて新役員が選任されました。

## 曾於北部土地改良区役員

役	氏名	被選任区域
理事長	池田 孝	員 外
副理事長	西聡一郎	財部町
副理事長	廣山栄作	末吉町
会計担当理事	徳永孝志	末吉町
庶務担当理事	小園宗治	財部町
工事担当理事	吉満忠吉	財部町
理 事	川添徳夫	財部町
	末原利雄	末吉町
	郡山久夫	末吉町
	長野千治	末吉町
	有村龍美	大隅町
	坂野トメ	大隅町
総括監事	松永安雄	末吉町
監 事	春田俊郎	財部町
	林 勝義	大隅町

任期：4年  
(平成27年4月1日から平成31年3月31日まで)

## 曾於北部土地改良区総代

選挙区	氏名	氏名	氏名
1 区 財部町 (18人)	岩井利政	切通光昭	瀬戸口実光
	鳥丸義人	柳田敏美	橋口利隆
	福岡義信	鶴元満雄	富岡裕二
	鳥丸安人	飯野幸博	川畑勝美
	永吉博美	田中正美	春田政明
	永吉裕次郎	上野博利	渡辺初雄
2 区 末吉町 (19人)	持留知光	稲留正文	和田光弘
	下岡万亀子	山元光浩	和田六雄
	森岡政一	福元修一	中原和秋
	堀留孝一	中原 弘	坂元正徳
	村山晃一	末鶴雄二	重住 博
	岩切 豪	宝来成斗志	—
3 区 大隅町 (8人)	米倉明彦	橋口次男	—
	八木昭人	平峯 保	坂口 繁
	八木 勉	鮫島 侃	豊永峯雄
	小濱健一	岩永庄八	—

任期：4年  
(平成27年3月6日から平成31年3月5日まで)



# 散水器具の設置について



畑かん散水器具が約2割の負担で設置できます！

県営事業実施期間中であれば、約2割の自己負担で散水器具を設置することができます。  
県営事業が完了すると補助がなくなり、全額自己負担での設置になります。

(※給水栓の設置も事業完了後には自己負担での設置となります。)

**県営事業(補助事業)の完了間近の地区があります。申込はお急ぎください！**

町名	地区	
財部町	大峯 倉掛 正部 谷ヶ峰 水ノ久保	※概ねの地区を標記しています。 該当する地区の確認は曾於北部土地改良区 までお問い合わせください。
末吉町	蓑原 柳井谷 南柳井谷 堂園 国原	

上記地区は県営事業が平成29年度にて完了するため工事の申込期限が平成28年の11月までとなり、その後は全額自己負担での設置となります。

その他の地区も補助対象期間は地区によって異なります。(下図参照)

対象地区	主な受益地 ※1	期限	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33
第一曾於北部1期	財部町 水ノ久保・正部・谷ヶ峰・倉掛	申込 事業		※2 おおむね8月頃まで		※3			
第一曾於北部2期	財部町 大川原・高塚・桐原	申込 事業						※3	
第二曾於北部1期	財部町 上十文字・中谷 溝ノ口・浦興禅寺	申込 事業						※3	
第二曾於北部2期	財部町 下十文字・宇都	申込 事業						※3	
第三曾於北部1期	末吉町 柳迫・国原・新原・堂園 蓑原・柳井谷・南柳井谷	申込 事業		※2 おおむね8月頃まで		※3			
第三曾於北部2期	財部町 田平・七村 末吉町 胡摩・中尾谷 大隅町 中之内・馬渡	申込 事業							※3
第四曾於北部	財部町 板越・杵比野・馬立・柿木 末吉町 小倉・外園・五位塚 大隅町 川床	申込 事業							※3
第五曾於北部	財部町 帯野・上村・大迫・小土野 末吉町 棚木・口弁木 大隅町 西原・坂元・梶ヶ野・榎木段	申込 事業							※3

※1 受益地について詳しくお知りになりたい方は土地改良区までお問い合わせください。

※2 工事申込は「工事を希望する前年の8月頃まで」にお願いします。

※3 事業期間は、あくまでも平成27年5月時点での予定です。

曾於北部土地改良区 TEL 0986-72-0455

# 散水器具の紹介と選び方のコツ

	特 徴	補足事項	よくある使い方	県営事業の場合の自己負担額
	・畑の形状に合わせて設置できる	・30a畑で4基～3基を設置	・播種直後に設置し、収穫直前に撤去（一作固定）	・30a畑（標準4基）設置 概ね14万円
	・器具の設置回収の手間なし ・畑の中央線上に設置する場合はレインガンとあまり差がない	・固定式のため移動できないので借地には設置しにくい。 ・畑の両側の畦に設置する場合は割高	・定流量自動停止弁（開栓するだけ）で散水	・30a畑の中央線上に設置の場合（標準4基） 概ね17万円
	・移動は軽量で設置も容易	・丈のある作物は× ・風のあるときは× ・撤去はホース内の水をだしてからでないと巻けない ・撤去はそれなりに労力必要	・播種、定植前の基礎水丈の低い作物の初期の散水に適している	・30a畑概ね15万円 （濾過機（ストレーナー）含む）
	・複数の畑に交互に散水するのに適している ・レインガンと比べ設置回収の手間が軽減 ・複数枚使用で畑1箇所あたりの器具コストは小	・30m×100mの畑で効率が良い ・軽トラックで移動 ・大人2人での設置回収が効果的	・30aを6～8時間で散水 ・夏場は朝方1回、夕方から1回の合計2回	・1台で概ね30万円 （60a以上が県営事業の補助条件）

## 畑かん水利用者をたずねて

### ・水利用者の紹介

今回は、財部町の上野さんのところへおじゃましました。

上野さんは、約7.6haのお茶を生産していて、その内の約2.7haの畑で県営事業による補助事業にて散水施設を設置し、現在水利用をしています。



上野博利さん

### ・畑かん施設をどのように利用していますか？

防霜散水やかん水などに使っていますが、従来の使用以外のクワシロカイガラムシなどの防除散水での利用もしています。

### ・畑かんの魅力はなんですか？

まずは、畑かんの持つ可能性にとっても興味があったということです。現在はまだ、水利用をしてからの期間が短く効果については検証中ですが、やはり干ばつ時のかん水と防除散水には非常に期待をしています。

### ・これからの畑かんについて・・・

かん水をする時間（曜日指定など）を自由に設定できるコントローラーを補助事業にて設置できれば、もっと便利で作業時間の短縮になり良いと思います。

水の新たな利用方法などを色々と模索していき、有効に活用できればなと思っています。

### ・ご協力ありがとうございました。

## 平成26年度全国土地改良事業功績者表彰（農村振興局長表彰）

平成26年10月30日に山梨県甲府市において開催された『第37回全国土地改良大会』の中で、曾於北部土地改良区の池田理事長が、長年に渡る功績を称えられ農村振興局長表彰を受けられました。

これからも一層のご活躍をお祈りいたします。



（大隅地域土改連連絡協議会での伝達式）

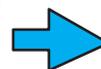
# 組合員の皆様へ

## 水利用について

水を利用したい方は使用前に必ず『畑地かんがい給水開始申込書』を曾於北部土地改良区に、提出してください。

提出後に、賦課金決定通知書と開栓用ハンドルをお渡しいたします。

※無断での水利用は組合員の方でも盗水となりますのでご注意ください。



提出書類  
給水開始  
申込書

※用紙は土地改良区  
にあります。

## 賦課金について

### ① 賦課金の基準

賦課基準	
種別	10a 当り年間
普通畑	3,600 円
ハウス	6,000 円
茶畑	12,000 円

### ② 賦課期日並びに納入期限

- (1) 賦課基準日 毎年 4 月 1 日
- (2) 賦課期日 11 月 1 日
- (3) 納入期限 11 月 31 日
- (4) 口座振替 11 月 1 日

### ③ 賦課金納入には口座振替をご利用ください!

- 口座振替が可能な金融機関 -

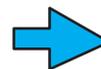
- ・鹿児島銀行・J A グループ鹿児島 ・鹿児島信用金庫
- ・鹿児島相互信用金庫・奄美大島信用金庫・南日本銀行
- ・九州労働金庫・鹿児島興業信用組合・奄美信用組合

※口座振替の手続きは土地改良区まで!

## 組合員資格得喪通知の提出について

農地の移動や組合員に変更があったときにはご連絡ください

- ◆ 土地の所有権 (売買・相続等)・耕作権の移動
- ◆ 組合員資格の変更 (組合員の死亡や農業者年金受給による経営移譲等)
- ◆ 住所の変更
- ◆ 畑かん受益地への編入



提出書類  
組合員資格  
得喪通知書

※用紙は土地改良区  
にあります。

※このような時には、土地改良法により組合員から土地改良区へ届け出るように義務付けられています。法務局・曾於市・農業委員会の届出だけでは、曾於北部土地改良区の台帳は変更されません。また、畑かん受益地への編入には 10 a あたり 1, 000 円の加入金が必要となります。

## 谷川内ダム等の施設を見学しませんか

曾於北部土地改良区では、畑地かんがい事業の説明や谷川内ダムの見学を受け付けています。ご希望によりダム等の案内だけではなく、通常は見ることの出来ないダム操作室やダム堤体監査廊(地下トンネル)等をご覧いただくことも出来ます。

ご希望の方は、曾於北部土地改良区までお問い合わせください。



曾於市茶業振興会の皆さま



日光さわやか会の皆さま



財部小学校の皆さま



曾於北部土地改良区

TEL: 0986-72-0455

〒889-4192

鹿児島県曾於市財部町南俣 1 1 2 7 5 番地

(曾於市役所財部支所内: 2 階)



曾於北部土地改良区

※財部支所 2 階